

# 带状疱疹予防接種費用助成



今年度から対象者が変更になってるみたい！



## 任意予防接種

予防接種法に定められていないため、費用助成の有無は自治体によって異なります。希望者と医師との相談によって接種を判断し、個人予防を目的として行います。



## 対象者

- (1) 50歳から64歳の区民(定期接種の対象者を除く)
- (2) 带状疱疹の発症リスクの高い18歳から49歳の区民※

※「疾病や治療等により免疫不全または免疫機能が低下した方」が該当します。



## 実施場所

### 区内指定医療機関

※区内指定医療機関一覧表は区のホームページでご確認ください。

※50歳未満の対象者のうち、区内指定医療機関で接種が困難な場合は、区ホームページからオンライン手続きができます。

予診票の申し込みは不要です。

医療機関にある助成券を記入し、予防接種を受けてください。

※接種予約が必要な場合があります。事前に医療機関へご確認ください。



## 助成回数・金額

ワクチン	回数	金額
生ワクチン	1回	4,000円
不活化ワクチン	2回	1回につき 11,000円

※50歳未満の方は不活化ワクチンのみ接種できます。

※接種費用は医療機関により異なります。

※医療機関が設定した接種費用と助成金額の差額を医療機関へお支払いください。

※費用助成は生涯に1度(生ワクチン1回または不活化ワクチン2回)限りです。

二次元コード



費用助成の詳細は、

または、

世田谷区 带状疱疹予防接種



で検索！

お問い合わせ先：世田谷保健所 感染症対策課

TEL：03-5432-2437 (世田谷区予防接種コールセンター)

令和  
7年度  
定期

たいじょうほうしん  
高齢者帯状疱疹予防接種

今年度から定期接種が開始しました



定期予防接種

予防接種法に基づく予防接種で、対象者や接種期間が定められています。区市町村が主体となり実施します。



対象者

過去に帯状疱疹ワクチンを接種したことがなく、次のどちらかに該当する方。

※任意接種で不活化ワクチンを1回のみ接種した方で、令和7年度定期接種対象の方は、2回目の接種は定期接種の対象となります。

(1) 令和8年3月31日時点で、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の方

(2) 接種日時点で、60歳から64歳の方で、免疫の機能に障害がある方のうち、1級相当の身体障害者手帳をお持ちの方

⇒世田谷保健所感染症対策課に予診票のお申し込みが必要です。



自己負担額

ワクチン	回数	金額
生ワクチン	1回	4,000円
不活化ワクチン	2回	1回につき 10,000円

※生活保護または中国残留邦人等支援給付受給中の方は、自己負担なし。



接種期間

令和7年4月1日(火)  
～令和8年3月31日(火)



実施場所

都内23区の指定医療機関

※世田谷区の指定医療機関一覧表は区のホームページでご確認ください。

二次元コード



定期接種の詳細は、

または、

世田谷区 帯状疱疹予防接種



で検索！

お問い合わせ先：世田谷保健所 感染症対策課

TEL：03-5432-2437 (世田谷区予防接種コールセンター)